

土地・家屋の価格等縦覧帳簿を見ることが出来ます

税務課（内線531）

固定資産税の納税者や納税者の委任を受けた方は、「土地価格等縦覧帳簿」「家屋価格等縦覧帳簿」で、比較したい土地、又は、家屋地番を指定して帳簿を見ることが出来ます。

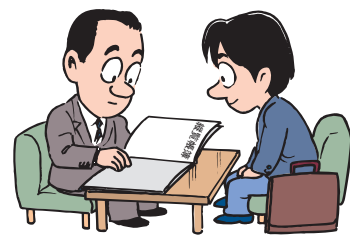
また、納税者は、自分の資産内容が分かる「課税台帳」も見ることが出来ます。

※縦覧・閲覧の際には、本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）をお持ちください。

■期間 4月1日(木)～30日(金)

■場所・問い合わせ

税務課、又は、各地域事務所地域支援課



納税組合制度の廃止のお知らせ

税務課（内線531）

納税組合は、市税への納税意識の高揚や徴収率の向上などに大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年の口座振替制度の定着や組合員数の減少に加え、個人のプライバシー保護に対する意識が高まっているため、平成22年3月末日で、納税組合制度を廃止しました。

今後、納税通知書は、各納税義務者宛てに直接送付します。

■問い合わせ

税務課、又は、各地域事務所地域支援課

**65歳以上の方へ
4月1日からの介護保険料について**

長寿介護課（内線559）

介護保険財政は、40歳以上の方が納める保険料と、国・県市の負担金を財源に運営しています。保険料は、市に必要なサービスの量を基に、所得に応じて設定しています。

65歳以上の方の平成22年度の介護保険料は、下表のとおりとなります。

介護保険料は、平成22年度の所得段階が確定する6月以降に決定します。そのため、決定した保険料の通知書は、7月に送付します。

今後、今まで以上に高齢化が進み、介護サービスを利用する方が増えると予想されます。介護サービスを十分に整えることができるように、そして、介護が必要になったときには、だれもが安心してサービスを利用できるようにするため、保険料は必ず納めましょう。

■平成22年度の所得段階別の保険料

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者	28,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税	合計所得金額+課税年金収入額 ≤ 80万円
第3段階		合計所得金額+課税年金収入額 > 80万円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる)	合計所得金額+課税年金収入額 ≤ 80万円
		合計所得金額+課税年金収入額 > 80万円
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額 < 200万円	70,500円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額 ≥ 200万円	84,600円

伊予市統計調査員の募集について

まちづくり創造課（内線588）

市では、国勢調査をはじめ、各種統計調査に従事する、統計調査員を募集しています。

■統計調査員の仕事内容

調査票の配布、回収や回収した調査票の点検、整理など。

■注意事項

調査員として登録すると、調査を実施することに、市から連絡をします。

※ただし、各種調査ごとに実施時期や規模

が異なるため、年によっては一度も調査のお願いができない場合があります。

■報酬

報酬額は、調査の種類によって異なります。

■調査員の登録資格

- 20〜70歳未満の方
- 伊予市内で調査活動が可能な方
- 税務、警察、選挙事務等に直接関係のない方
- 守秘義務を遵守できる方

家庭用節水型用具購入費補助金の廃止

市民生活課（内線535・536）

ご注意ください。

市では、平成14年度から各家庭における風呂の残り湯の有効活用を促進するため、「家庭用バスポンプ」、「家庭用節水型洗濯機」の購入に対して補助金を交付していましたが、6月末日をもってこの補助制度を廃止することになりました。

7月1日以降に購入した家庭用バスポンプ及び家庭用節水型洗濯機は補助の対象となりませんので



新園舎が完成しました おおひら保育所は園児を募集しています

福祉課（内線539）

おおひら保育所は、3月1日から新しい園舎で保育をしています。

現在、定員に空きがありますので、入所を希望する方は、おおひら保育所（☎983-1442）、又は、福祉課にご連絡ください。

■入所できる児童の保護者等の条件

- 昼間いつも外に出て働いている場合
- 昼間家庭内で家事以外の仕事をしている場合
- 母親が出産の前後である場合
- 病気・身体障害者などの場合
- 長期にわたり、病人・身体障害者などの看護にあたっている場合
- 災害を受けた場合など

■市内全域から入所ができます

保育所の入所について、入所要件を満たせば、大平地区の児童に限らず、市内すべての地域から入所できます。まずはお気軽にご相談ください。

■おおひら保育所の平面図



受水槽・高架水槽を適正に管理していますか？ 貯水槽水道の維持管理について

水道課（内線713）

ビル・アパート・学校などの多くは、水道水をいったんためて、各戸、多用途に供給し、使用しています。これらの施設を貯水槽水道といいます。

このようなところでは、管理が十分でないと水が汚れる可能性があります。

あります。

受水槽や高架水槽の設置者（管理者）は責任を持って管理し、利用者の安全・安心を確保するように心掛けましょう。

ご家庭・事業所の水道配管は大丈夫ですか？

水道課（内線713）

「市水の給水管」と「井戸水などの管やその他設備に使用する管」を直接連結していませんか？

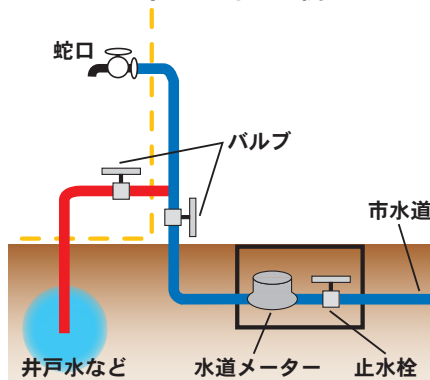
これは、クロスコネクション（誤接合）といい、上水道と井戸水等を接続することにより、井戸水が水道管へ逆流するなど、水質汚染につながるため、水道法により固く禁止されています。

また、バルブを設置し、必要に応じて水道水と井戸水などを切り替えて使用している状態もクロスコネクションになります。

現在、クロスコネクションに

なっているご家庭・事業所の方は、早急に改善してください。

■クロスコネクションの例



安心して農地の貸し借りができます 『利用権設定等促進事業』

農業委員会事務局（内線577・587）

農業委員会では、4月と10月の2回、農業後継者等に農地を集積することを目的に、農地の貸し借りをを行う「利用権設定等促進事業」を実施しています。

この事業で貸し借りをすると、貸借期間終了と同時に農地が返還されるので、安心して貸し借りができます。

■申出受付期間

4月1日(木)～20日(火)

■申込方法

申出書に必要事項を記入し、地区担当農業委員、又は、農業委員会事務局に提出してください。

水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く。）は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
4	3(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	4(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	10(土)	友澤設備 大 平	982-1381
	11(日)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
	17(土)	(有)田中興業 中 山	967-0558
	18(日)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	24(土)	佐伯工業所 灘 町	983-1244
	25(日)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
5	29(木)	K・シマダ 下吾川	983-6553
	1(土)	功栄設備 中 村	982-5888
	2(日)	(有)栄電機設備 中 山	967-1318
	3(月)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	4(火)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
5(水)	藤岡工業(株) 上 灘	986-0350	

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地側の修理は、個人負担となります。

入社・退職など異動をした方へ 国民健康保険の届け出はお済みですか？

健康保険課（内線545）

健康保険は、自動的に切り替わると思っていますか？

会社に入社して健康保険に加え、国民健康保険をやめる場合、また、退職して国民健康保険に加入する場合は、市役所に届け出をしなければなりません。

会社の健康保険などでは、職場で手続きをとってくれますが、国民健康保険の場合、皆さんの責任で14日以内に届け出をする必要が

あります。

届け出が遅れた場合は、退職時にさかのぼって保険税がかかり、また、その間の医療費は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

※60歳以上65歳未満の方は、「退職者医療制度」に該当する場合があります。手続きの際には、「年金証書」を持参してください。

70〜74歳の方へ 医者にかかるときの自己負担1割が継続されます

健康保険課（内線524）

国民健康保険の被保険者で70〜74歳の方が、病院などで診察を受ける際の負担割合が、制度改正により引き続き平成23年3月末まで1割に据え置かれました。

これは、平成22年3月末までの所得判定により、自己負担1割であった方で、対象の方には、平成22年7月末までの高齢受給者証を3月中にお届けしています。

4月から病院等での受診の際には、新しい高齢受給者証をご提示ください。（平成22年3月末までに3割の負担割合となっていた方は除きます。）

なお、8月以降の負担割合については、平成21年中の所得により再度判定します。

母子家庭の方へ 医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

健康保険課（内線524）

「母子家庭医療費受給者証」をお持ちの方で、有効期限が3月末日となっている方は、4月1日以降更新期間中に、次の資格を確認できるものを持参し、更新手続きを行ってください。

事務所地域支援課
■持参するもの

- 母子家庭医療費受給者証
- 受給者の健康保険証
- 印鑑
- 学校に在籍している方：新学年の在学証明書
- 就職していない方：扶養事実申立書

■更新期間 4月1日(木)〜20日(火)
■更新場所 健康保険課、各地域

= 4月の市税納期 =

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
固定資産税 (第1期)	4月30日(金)	4月27日(火)

■問い合わせ 税務課収納担当(内線548・549)

就学の困難なご家庭のために 『就学援助制度』があります

市では、経済的な理由で就学が困難な家庭に対して、学用品・校外活動費・給食費などを援助しています。

詳しくは、お子さんの通っている小学校・中学校にご相談ください。

■問い合わせ 各小・中学校、又は、教育委員会学校教育課(内線722)。

学生の皆さんへ
『学生納付特例制度』をご存じですか？

健康保険課（内線547）

学生納付特例制度とは

国民年金は、20歳以上のすべての人が加入することになっていきます。学生も例外ではありません。しかし、学生の方は一般的に収入がない等の理由で、保険料を納めることが難しいため、本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料を猶予する「学生納付特例制度」があります。

障害といった不慮の事態が生じた場合には、障害年金や遺族年金が支給されますが、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様の対象期間になりますので、万一のときにも安心です。

対象者

大学（大学院）、短大、高校、専門学校に在学する20歳以上の学生等で、本人の所得が年間118万円（一定の目安）以下である方

届出方法

学生納付特例制度は、毎年度の届け出が必要です。在学予定と分

かる方には、年金事務所から申請書（はがき）が郵送されます。必要事項を記入し、返送してください。申請書が送られてこない方や新規に申請をする方は、次に記載する必要書類で申請してください。

必要書類

- 新学年の在学証明書、又は、学生証（両面の写し）
- 年金手帳
- 印鑑

追納できます

学生納付特例期間は、将来受取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。このため、この期間については10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができます。ただし、承認を受けた年度から3年度以降に追納する場合は、猶予されていた保険料に一定の加算額が加わりますので、早めに追納するようにしましょう。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

（2月末日現在）

	2月	累計	前年比
発生	11件	30件	- 4件
死者	0人	1人	+ 1人
傷者	15人	39人	- 13人

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

（2月末日現在）

	2月	累計	前年比
侵入盗	14件	21件	+ 19件
自動車盗	0件	0件	- 1件
オートバイ盗	1件	2件	+ 2件
自転車盗	6件	9件	- 5件
車上ねらい	7件	12件	+ 7件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

ホップステップ 消費者力

消費者を守る「特定商取引法」の一部が改正

訪問販売・電話勧誘販売の指定商品・役務制が撤廃になり、ほとんどの契約にクーリング・オフが適用されます。（ただし、例外があります。）

《クーリング・オフができない商品やサービス》

- 3,000円未満の現金取引
- 契約してすぐに行われるサービス
（飲食店、マッサージ、カラオケボックスなど）
- 自動車販売、自動車リース
- 電気、ガス・熱の供給、葬儀
- 他の法律で規制しているもの
（金融取引、通信・放送、運輸、税理士、弁護士など）
- 化粧品や健康食品などの消耗品を自らの意思で使用

お問い合わせ・ご相談は、

消費者相談窓口（産業経済課）

専用電話 ☎982-1289

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
トラッキング現象に注意!!

伊予消防署 ☎ 982-0657



これは一般コンセント(100V)と差し込みプラグから出火した瞬間の写真です。このように、コンセントとプラグの間にホコリがたまり、さらに湿気などによって電気が通り、発火する現象をトラッキング現象といいます。

近年、電気を使用する器具や配線から火災が発生するケースが多くなります。その原因は、「漏電」、「過熱」、「トラッキング現象」などいろいろありますが、次のことに気を付けて、大切なわが家を守りましょう。

- ◎コードの部分を持たないで、プラグ本体を持って抜く。
- ◎コードは家具などの下敷きしたり、壁などに押し付けたりしない。

◎コードは釘や金具等で打ち付けて固定しない。

◎コードを束ねたり、ねじれたままの状態で使用したりしない。

◎たこ足配線をしない。

◎たんすや冷蔵庫の裏のプラグは、定期的にホコリをふき取る。

そのほか、維持管理や取り扱いが不適切なことにより、コードの被覆や芯線が損傷し、発熱、短絡(ショート)することで、出火に至るケースが多くなっています。接続部やコンセントの受け刃の緩みも、発熱、短絡を起こす原因の一つです。

皆さんも今一度、身の回りの電気配線やコンセントをチェックしてください。

＜消防豆知識＞
空から守る

「消防防災航空隊」

皆さんは、ヘリコプターで空を飛んで活動する消防士がいることを知っていますか？

これは「消防防災航空隊」といっ

て、県内の消防士と県の職員によって編成されています。その活動範囲は県内全域で、基地のある松山空港から南端の愛南町まではたったの35分、東端の四国中央市は30分で行くことができます。活動内容は、山火事の消火作業や車両の近づけない高い山での救助作業、緊急時の救急搬送などで活躍しています。

昨年の8月からは、「ドクターヘリ」としての運航も始まり、要請があると、医師を乗せて現場に向かうことで、より迅速な処置・搬送が可能になりました。

平成22年度消防設備士試験・危険物取扱者試験について

《消防設備士》

試験の日時	願書の受付時間	
8/22(日) 午前9:00開始	書面申請	6/28~7/8
	電子申請	6/25~7/5

《危険物取扱者》

区分	試験の日時	願書の受付期間	
第1回	6/13(日) 午前10:00開始	書面申請	4/12~4/22
		電子申請	4/9~4/19
第2回	10/24(日) 午前10:00開始	書面申請	8/27~9/7
		電子申請	8/24~9/4
第3回	H23.2/13(日) 午前10:00開始	書面申請	12/6~12/16
		電子申請	12/3~12/13

■願書の提出方法

書面申請…郵送・持参、電子申請…インターネット利用

■問い合わせ

(財)消防試験研究センター愛媛県支部(〒790-0011、松山市千舟町4-5-4、☎932-8808)

※電子申請に関する問い合わせは、当センター本部(☎0570-07-1000)

■伊予市管内の火災と救急出場件数(2月末日現在)

種別	2月分			累計		
	火災 件数	本庁	2	3	本庁	2
	中山	1	中山		1	
	双海	0	双海		0	
救急出場 件数	本庁	106	149	本庁	210	309
	中山	17		中山	51	
	双海	26		双海	48	

火災・救急 → 119

☎ 火災 救急病院 案内 982-5959